プロジェクト　IFRS のエンドースメント手続
項目　2014 年以後に IASB により公表された会計基準等のエンドースメント手続の進め方

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014 年以後に国際会計基準審議会（IASB）が公表する個々の会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）に関するエンドースメント手続の進め方について検討することを目的としている。

2. 本資料は、2016 年 9 月 2 日に開催された第 28 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「第 28 回作業部会」という。）に提出した資料を、当日の審議を踏まえて修正を行っている。

II. これまでの IFRS のエンドースメント手続

3. 当委員会は、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」(2013 年 6 月）の記載に基づき、作業部会において、IASB が公表する個々の会計基準等に関するエンドースメント手続を実施している。

4. 当委員会では、これまでに、2013 年 12 月 31 日までに IASB により公表された会計基準等を対象としたエンドースメント手続に関する作業を完了している。

III. 2014 年以後に IASB から公表された会計基準等に関するエンドースメント手続

対象となる会計基準等

5. 2014 年以後、2016 年 8 月末までに IASB により公表された会計基準等は、公表順に以下のとおりである (付録 1 のリストに、公表時期及び適用時期を追記している。)。

2014 年

(a) IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」
(b) 「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」(IFRS 第 11 号の修正)
(c) 「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」(IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正)
(d) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
(e) 「農業：果実生成型植物」(IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正)

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(f) IFRS 第 9 号「金融商品」
(g) 「個別財務諸表における持分法」(IAS 第 27 号の修正)
(h) 「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)
(i) 「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」
① IFRS 第 5 号の修正
② IFRS 第 7 号の修正
③ IAS 第 19 号の修正
④ IAS 第 34 号の修正
(j) 「開示に関する取組み」(IAS 第 1 号の修正)
(k) 「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 28 号の修正)

2015 年
(l) IFRS 第 15 号の発効日
(m) IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日

2016 年
(n) IFRS 第 16 号「リース」
(o) 「繰延税金資産の認識」(IAS 第 12 号の修正)
(p) 「開示に関する取組み」(IAS 第 7 号の修正)
(q) 「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」
(r) 「株式報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)

エンドースメント手続の進め方の提案

（第 28 回作業部会での提案）

6. 初度エンドースメント手続では、2012 年 12 月末までに IASB により公表された会計基準等を対象とし、前回のエンドースメント手続では、2013 年中に IASB により公表された会計基準等を対象とした。

7. 第 28 回作業部会では、今後のエンドースメント手続の対象について検討を行い、これまでのように公表年度を基準とするのではなく、基本的に発効日を基準とすること、また、その場合、2014 年以後公表された会計基準等について、以下の区分で検討を進め、区分ごとに公開草案を公表していくことを提案した。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	区分	検討開始時期
(A)	2014年以後にIASBより公表された会計基準等のうち、2016年1月1日以後開始する事業年度に発効するもの（(B)～(E)を除く） (第5項 (a)(b)(c)(e)(g)(i)(j)(k)(o)(p))	今回から開始する。
(B)	IFRS第15号（前項(l)IFRS第15号の発効日、(q)「IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」を含む。）（第5項(d)(l)(q)）	現在検討を行っている日本基準における収益認識に関する包括的な会計基準の開発の全体の進め方を踏まえて決定する。
(C)	IFRS第9号（2014年） (第5項(f))	中期運営方針に記載された日本基準における取組みと関連づけるか否かを検討した上で決定する。
(D)	IFRS第16号（第5項(n)）	同上。
(E)	2014年以後にIASBより公表された会計基準等のうち、2018年1月1日以後開始する事業年度に発効するもの（発効日が未定のものを含む） （現時点では、第5項(h)(m)(r)）	2017年中に完了するように、適切な時期に進め方を検討する。

第28回作業部会において、上記の進め方を提案した理由は、以下の通りであった。

① 発効日を基準とすることにより、IASBが開発したIFRSの発効日までに適用が可能となり、適時にエンドースメント手続を行う観点から適

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

切であると考えられる。

② (B)IFRS 第 15 号、(C)IFRS 第 9 号（2014 年）、(D)IFRS 第 16 号については、各々、重要なエンドースメント手続となるが、発効日が 2018 年 1 月 1 日（(B)(C)）又は 2019 年 1 月 1 日（(D)）以後開始する事業年度となっており、時間的な余裕がある。

また、各々、日本基準の開発との関係（IFRS 第 15 号は検討に着手しており、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 16 号は、中期運営方針において、「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題」が記載されている。）を検討することが考えられるが、その場合のエンドースメント手続の終了時期を現時点で予見することが難しく、完了次第、各々別個に公開草案を公表することが適切であると考えられる。

（第 28 回作業部会での意見）

8. 第 28 回作業部会では、前項の提案に対して、主に次の意見が聞かれた（審議事項(2)-5 参照）。

(1) 発効日を基準としてエンドースメント手続を進めていく提案に対しては、特に異論は聞かれなかった。

(2) 前項(B)、(C)、(D)について日本基準の開発との関係を検討するとの提案に対しては、日本基準の開発と関連づける場合、検討が相当程度先になってしまう可能性があるが、エンドースメント手続は IASB が公表する会計基準等について、IFRS として受入れ可能か否かのハイレベルな検討を行うものであり、日本基準の開発との関係は切り離して、速やかに手続を進めるべきとの意見が複数聞かれた。

(3) エンドースメント手続の対象となる会計基準等の発効する事業年度の開始から適用可能となるように、実務における準備期間も考慮して、エンドースメント手続を計画すべきとの意見が聞かれた。

（第 28 回作業部会での意見を受けた提案の修正）

9. 前項の第 28 回作業部会での意見を踏まえ、以下のとおり提案を修正する。

(1) 今後、発効日を基準として、エンドースメント手続を行う（第 28 回作業部会での提案通り）。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 第7項の(A)-(E)に区分して、エンドースメント手続を進める（第28回作業部会での提案通り）。

(3) エンドースメント手続を行う時期について、日本基準における国際的な整合性のあるものとするための取組みとは直接的には関連づけない。ただし、日本基準における検討がなされている場合は、当該検討における内容をエンドースメント手続において参考とする。

10. 以上から、次のとおりとすることが考えられる。

	区分	検討開始時期等
(A)	2014年以後にIASBより公表された会計基準等のうち、2016年1月1日以後開始する事業年度に発効するもの（(B)～(E)を除く） (第5項 (a)(b)(c)(e)(g)(i)(j)(k)(o)(p))	本日の親委員会から開始する。
(B)	IFRS第15号（前項(l)IFRS第15号の発効日、(q)「IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」を含む。）（第5項(d)(l)(q)）	(A)の次に検討を開始する。 日本基準の開発における意見募集文書へのコメント等を参考にして検討を進める。
(C)	IFRS第9号（2014年） (第5項(f))	(B)の次に検討を開始する。 検討を行う段階で、日本基準の取組みがなされている場合には、当該内容を参考にする。
(D)	IFRS第16号（第5項(n)）	(C)の次に検討を開始する。 検討を行う段階で、日本基準の取組みがなされている場合には、当該内容を参考にする。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(E)	2014年以後にIASBより公表された会計基準等のうち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（発効日が未定のものを含む） （現時点では、第 5 項(h)(m)(r)）	2017 年中に完了するように、進め方を検討する。

ディスカッション・ポイント
第 9 項に提案する進め方について、ご意見を頂きたい。

11. 以下では、現時点で考えられる IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号（2014 年）のエンドースメント手続の進め方を記載している。IFRS 第 16 号については、IASB により公表されて間もなく、情報が限定されているため、今後、進め方を検討する。

IFRS 第 15 号のエンドースメント手続の進め方

12. IFRS 第 15 号に関しては、第 9 項に記載のとおり、IFRS 第 15 号の発効日、IFRS 第 15 号の明確化が公表されているため、これらを一体としてエンドースメント手続を行うことが考えられる。検討にあたっては、次をインプットとして利用することが考えられる。

(1) 我が国の収益認識に関する包括的な会計基準の開発の検討状況

IFRS 第 15 号については、日本基準を国際的に整合性のあるものとする観点から、収益認識専門委員会において検討を行っている。当該検討にあたり、我が国における適用上の課題を把握する等の目的で、2016 年 2 月に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表しているため、当該意見募集文書に寄せられたコメント等をエンドースメント手続の参考とする。

(2) 欧州連合（EU）におけるエンドースメントの状況の把握

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、IFRS 第 15 号及び「IFRS 第 15 号の

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

発効日」については 2015 年 3 月に、また、IFRS 第 15 号の明確化については 2016 年 7 月に、それぞれエンドースメント・アドバイスを完了し、EU に対して採択を提案している。当該内容についても、エンドースメント手続を行う上で有用な情報が含まれていると考えられるので、内容の把握を行うことが考えられる。

IFRS 第 9 号（2014 年）のエンドースメント手続の進め方

13. IFRS 第 9 号（2014 年）は、次の事項について、エンドースメント手続が終了している IFRS 第 9 号（2013 年）を見直している。

(1) 分類及び測定に関する限定的修正

契約上のキャッシュ・フローの特性の要件に関する適用上の課題への対応、及び、単純な負債性金融商品について、「その他の包括利益を通じた公正価値」の測定区分の導入

(2) 減損の手法

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」で規定されていた発生損失モデルを改訂し、予想信用損失モデルの会計処理を導入し、将来を見通した（forward-looking）予想信用損失を適時に反映することとされた。

14. 前項のうち、特に、(2)の予想信用損失モデルの適用については、我が国で取り入れる場合、相対的アプローチの適用について実務上の懸念が聞かれており、前項(2)を中心にエンドースメント手続を実施していくことになると考えられる。

15. 具体的には、以下をインプットとして検討することが考えられる。専門的な知見が必要となるため、金融商品専門委員会に検討を依頼し、金融商品専門委員会における検討の内容を把握した上で、作業部会においてエンドースメント手続を行うことが考えられる。

(1) IASB での減損移行リソース・グループの議論の状況の把握

(2) バーゼル銀行監督委員会が公表した減損についての当局ガイダンスの適用状況の把握

(3) 我が国の関係者への実務上の懸念に関するヒヤリングの実施

(4) EU におけるエンドースメント手続の進捗の把握（EFRAG は 2015 年 9 月にエン

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ドースメント・アドバイスを完了しており、EU に対して採択を提案している。ただし、定量的な評価が限定的であるため、予見されていない影響がないか、今後の IFRS 第 9 号の適用をモニターすることも提案されている。）

ディスカッション・ポイント
第 13 項以降の IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号（2014 年）のエンドースメント手続の進め方について、ご意見を頂きたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

付録 1

2014 年以後にIASBにより公表された会計基準等のリスト（2016 年 8 月末現在）

公表時期	名称	概要、構成	適用時期
2014 年			
1 月	IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」	基準 設例 結論の根拠	2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度で生じる取引から適用。早期適用可。
5 月	「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」（IFRS 第 11 号の修正）		2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度で生じる取引から適用。早期適用可。
5 月	「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」（IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正）		2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
5 月	IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	基準 設例 結論の根拠	2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
6 月	「農業：果実生成型植物」（IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正）		2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
7 月	IFRS 第 9 号「金融商品」	基準 適用ガイダンス 結論の根拠	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
8 月	「個別財務諸表における持分法」（IAS 第 27 号の修正）		2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
9 月	「投資者とその関連会社又		2016 年 1 月 1 日以

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	は共同支配企業の間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)		後開始する事業年度で生じる取引から適用。早期適用可。
9 月	「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」		基準により適用の仕方が異なるが、主に 2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
12 月	「開示に関する取組み」(IAS 第 1 号の修正)		2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用可。
12 月	「投資企業:連結の例外の適用」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 28 号の修正)		2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度で生じる取引から適用。早期適用可。
2015 年			
9 月	IFRS 第 15 号の発効日	IFRS 第 15 号の発効日を 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に変更。	
12 月	IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日	「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)の発効日を 2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

		IASB が決定する日以後開始する事業年度とした。	
2016 年			
1 月	IFRS 第 16 号「リース」	基準 設例 結論の根拠 影響度分析	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用。早期適用可（ただし、IFRS 第15 号を適用する場合）。
1 月	「繰延税金資産の認識」（IAS 第 12 号の修正）		2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用。早期適用可。
1 月	「開示に関する取組み」（IAS 第 7 号の修正）		2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用。早期適用可。
4 月	IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化		2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用。早期適用可。
6 月	「株式報酬取引の分類及び測定」（IFRS 第 2 号の修正）		2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用。早期適用可。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

付録 2

2014 年以後にIASBにより公表された会計基準等と発効日の関係

	2016 年	2017 年	2018 年以降
2014 年公表	● IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」 ● 「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」(IFRS 第 11 号の修正) ● 「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」(IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正) ● 「農業：果実生成型植物」(IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正) ● 「個別財務諸表における持分法 (IAS 第 27 号の修正) ● 「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」 ● 「開示に関する取組み」(IAS 第 1 号の修正) ● 「投資企業：連結の例外の適用 (IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 28 号の修正)		● IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 ● IFRS 第 9 号「金融商品」 ● 「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)(発効日未定)
2015 年公表	発効日修正のみのため省略		
2016 年公表		● 「繰延税金資産の認識」(IAS 第 12 号の修正) ● 「開示に関する取組み (IAS 第 7 号の修正)	● IFRS 第 16 号「リース」(2019 年以降) ● IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化 ● 「株式報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。